

新県立中央図書館整備事業設計業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新県立中央図書館整備事業に係る設計業務を目的とする契約の相手方（以下、「設計者」という。）を特定するに当たり、その性質と目的が競争入札に適さないため、プロポーザル方式により実施する手続き（以下、「本手続き」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル 参加者（本手続きに参加して設計者となる意思を表明した者をいう。以下同じ。）から提出された設計方針その他技術的事項に関する提案を審査し、設計者を選定する方式をいう。
- (2) 公募型プロポーザル プロポーザルのうち設計候補者を公募する方式をいう。
- (3) 特例政令適用基準額 地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額をいう。

(審査委員会の設置)

第3条 公募型プロポーザルを実施するに当たり、別に定めるところにより、新県立中央図書館整備事業設計業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設けるものとする。

(手続開始の公告)

第4条 県は、次に掲げる事項についての公告（以下「手続開始の公告」という。）を行い、設計候補者を公募するものとする。

- (1) 事業の目的
- (2) 業務の名称、内容及び履行期限
- (3) 契約限度額
- (4) 参加資格要件
- (5) 参加表明書及び技術提案書（1次及び2次）の作成様式及び記載上の留意事項
- (6) 参加表明書及び技術提案書（1次及び2次）の提出方法、提出先及び提出期限
- (7) 技術提案書（1次）の選定方法、技術提案書（2次）の特定方法
- (8) 第7条第1項から第3項まで、第8条第1項から第3項まで及び第9条第1項から第5項までに規定する事項
- (9) その他必要と認める事項

2 契約の予定価格が特例政令適用基準額以上の手続開始の公告は、県のホームページにより、当該案件に関する事務を担当する部局の名称及び本手続において使用する言語を明らかにするとともに、次に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語のいずれかにより記載して行うものとする。

- (1) 対象業務の名称
- (2) 提案書等の提出期限
- (3) 公募資料の交付場所

(技術提案書(1次)の選定)

第5条 審査委員会は、前条第1項第5号の参加表明書を提出した者(以下「参加表明者」という。)から提出された技術提案書(1次)を別に定める評価要領に基づき審査し、選定するものとする。

2 県は前項に基づき選定された技術提案書(1次)を提出した参加表明者に対して、技術提案書(2次)の提出を依頼するものとする。

(技術提案書(2次)の特定)

第6条 審査委員会は、提出された技術提案書(2次)を別に定める評価要領に基づき審査し、特定するものとする。

2 県は前項に基づき特定された技術提案書(2次)を提出した者に対して、技術提案書を特定した旨の通知を行うものとする。

(非選定理由の説明)

第7条 県は、参加表明者のうち、提出された技術提案書(1次)が選定されなかった者に対して、選定されなかった旨及び選定されなかった理由(以下「非選定理由」という。)を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、通知の日の翌日から起算して5日(土日及び休日を含まない。)以内に、書面により、県に対して非選定理由について説明を求めることができるものとする。

3 県は、非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。

4 県は、第3項の回答内容を審査委員会に報告するものとする。

(非特定理由の説明)

第8条 県は、技術提案書(2次)を提出した者のうち、技術提案書(2次)が特定されなかった者に対して、特定されなかった旨及び特定されなかった理由(以下「非特定理由」という。)を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、通知の日の翌日から起算して5日(土日及び休日を含まない。)以内に、書面により、県に対して非特定理由について説明を求めることができるものとする。

- 3 県は、非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。
- 4 県は、第3項の回答内容を審査委員会に報告するものとする。

(実施上の留意事項)

第9条 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とするものとする。

- 2 提出された技術提案書は、提出者に返却しないものとする。
- 3 提出された技術提案書は、提出者に無断で使用しないものとする。
- 4 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。
- 5 特定された技術提案書の内容は、必要に応じて当該業務の特記仕様書に明記するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものを除き、公募型プロポーザルの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月11日から施行する。